
川崎市登録一時保護委託者 登録の手引き

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当

内閣府令で定める施設等以外は、 一時保護委託の前に登録が必要です。

内閣府令で定める施設等(登録不要)

- ・ (他の都道府県が設置する)一時保護施設
- ・ 乳児院
- ・ 母子生活支援施設
- ・ 児童養護施設
- ・ 障害児入所施設
- ・ 児童心理治療施設
- ・ 児童自立支援施設
- ・ 小規模住居型児童養育事業者(ファミリーホーム)
- ・ 里親
- ・ 病院、診療所

その他の施設等(要登録)

- ・ 児童自立生活援助事業所(自立援助ホーム)
- ・ こども(・若者)シェルター
- ・ 障害者入所施設 など

条例で定める基準を満たしている場合に、登録を行います。

条例で定める基準項目(予定)

- 登録一時保護委託者の一般原則
- 児童の権利の制限
- 児童の行動の制限
- 虐待等の禁止
- 児童対象性暴力等の防止等
- 非常災害対策
- 自動車を運行する場合の所在の確認
- 児童の権利擁護
- 児童の所持品等
- 設備の基準
- 登録一時保護委託者における職員の一般的要件
- 夜間の職員配置
- 他の社会福祉施設を併設するときの設備及び職員の基準
- 衛生管理
- 食事
- 入所した児童及び職員の健康状態の把握等
- 養護
- 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等
- 登録一時保護委託者の規程
- 登録一時保護委託者における記録
- 秘密保持等

登録は、都道府県(児童相談所設置市区)ごとに行います。

登録後は、こども性暴力防止法 (R8.12.25施行)の対象となります。

- 認定手数料は不要です。(児童養護施設等と同様に同法の義務対象事業者となります)
- 令和8年12月25日までに、以下の準備が必要です。(同日以後に登録を受ける場合は、登録申請までに)
 - 相談窓口の設置、周知
 - 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルールの策定・周知
 - 従事者向け研修の実施
 - 児童等や保護者向けの周知
- 従事者の犯罪事実確認が必要です。
 - GビズIDの取得、事業者アカウントの登録
 - 従事者への周知、対象者の範囲や不適切な行為の検討・確定、就業規則の見直し
 - 情報管理規程の作成

登録手続は、オンライン手続かわさき で受け付けます。

- 改正児童福祉法の施行に合わせ、
10月1日に受付を開始する予定です。
- 申請から登録までの期間(標準処理期間)は、
概ね1週間～2週間程度を見込んでいます。
登録が完了した場合には、
登録一時保護委託者登録通知書を交付します。

基準を満たしていることを証する書類を 申請書と併せて提出してください。

申請書と併せて提出いただく書類(例)

- ・ 児童福祉法第34条の22第2項の基準に適合していることを証する書類
 - ・ 施設の運営規程*・運営マニュアル・就業規則等(*基準に沿った運営規程のひな型を参考に
定めていただくことも可能です)
 - ・ 施設の見取り図
 - ・ 非常災害設備リスト、非常災害対応計画、訓練計画等
- ・ その他市長が必要と認める書類
 - ・ 施設の使用権原を確認できる書類(登記簿・賃貸借契約書等)
 - ・ 施設の構造等を確認できる書類(検査済証等)

原則として書面審査(オンライン申請)により審査を行いますが、
必要に応じて、現地確認やヒアリング等を行うことがあります。

登録時の申請内容に変更を行う場合は、 事前に届け出が必要です。

変更を行う2週間前までに届出を行う必要があります。

- 登録一時保護委託者の名称や主たる事務所の所在地を変更するとき
- 登録一時保護委託者の代表者を変更するとき
- 一時保護を行う施設の名称や所在地を変更するとき
- 登録審査の対象となった運営規程等を変更するとき

一時保護委託者の登録制度については、
以下にお問い合わせください。

川崎市こども未来局

児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当

電話 044-200-0132

メール 45zidoka@city.kawasaki.jp